

令和6年（行ウ）第102号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

証拠説明書(2)

令和7年1月17日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人 小 西 俊 輔
鬼 頭 忠 広
鈴 木 吉 憲
角 銅 法 子
石 丸 文 至
稲 田 征 之
菅 野 喜 之
小 倉 慎 司
富 田 圭 祐

三 宅 温 子

大 島 征 志

藤 本 新 羽

植 木 知 伽 子

松 澤 拓 也

略語等は、準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙3の2	ウィリアムス産科学 (原著 25版) (株式会社南山堂)	写し 令和元年 5月1日	左記書籍が、1903年の出版以来、長年、周産期領域におけるバイブルとして利用され、産婦人科で周産期領域に携わる者であれば必ず目を通す本であること。
乙4	トリキュラー錠の添付文書 (バイエル薬品株式会社)	写し 令和2年 6月	経口避妊剤の重大な副作用の頻度は不明であること。
乙5の1	American College of Obstetricians and Gynecologists: Obstet Gynecol 2018; 131: e130-e139 PMID: 29683905 (米国産科婦人科学会)	写し 平成30年 5月	米国産科婦人科学会が、「子宮内避妊具の挿入は、高齢の女性に比べて若年の女性で、また、経産婦に比べて未経産婦で、より困難であることは示されていない。13-24歳の女性1,177人のコホートにおいて、IUD挿入は9.6%の患者で初回で成功した。IUD装着の大部分は上級臨床医によって行われた。」と報告していること。
乙5の2	上記訳文	写し -	同上

乙6	ミレーナ52mgの特定使用 成績調査の最終報告 (バイエル薬品株式会社)	写し	令和2年 11月	妊娠歴や分娩歴のない者に対してミレーナが使用され、安全性に大きな問題がなかったことが確認されたこと。
乙7	ミレーナ製品Q&A (バイエル薬品株式会社)	写し	令和7年 1月15日 (印刷日)	ミレーナに係る製品Q&Aには、ミレーナは未経産婦に使用できる旨説明されていること、「銅付加IUDにおいて経産婦の装着と比較して未経産婦では、脱出、妊娠、出血・疼痛、感染症、迷走神経反射の頻度が高いとの報告があるため、ミレーナの電子添文には未経産婦に対して第一選択の避妊法としないよう記載されています。」と記載されていること。
乙8	甲76の1 (Jamieson (2002)) の部分訳文	写し	-	甲76の1・1073ページの上段右「CONCLUSION」において、「ほとんどの女性は、夫の精管切除後に後悔を表明せず、後悔の可能性は不妊手術を受けた女性と同様であった。しかし、精管切除又は卵管

				結紮の前に女性と夫の間に大きな対立があった場合、その後の再建術を求める可能性が高まった。」と記載されていること。
乙9	甲77の1 (Curtis (2006)) の部分訳文	写し	—	甲77の1・1枚目(205ページ)の上段「Abstract」において、研究目的について、「不妊手術の年齢が手術後の後悔と関連しているかどうかを調査する」とされ、19の論文を参考とした結果、「研究結果は、不妊手術を受けた時の女性の年齢が若いほど、その決定を後悔する可能性が高いことを示した」と記載されていること。
乙10	母体保護法の施行について (厚生省発児第122号) (厚生事務次官)	写し	平成8年 9月25日	母体保護法28条は、同法3条所定の場合のほか、不妊手術を含む生殖不能目的の手術等を実施する正当な理由があれば、「故なく」実施したことにはならず、同法28条には違反しないと解されること。